公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１５６２号
仙台市若林区大和町５丁目10番13―901号
債務者　高橋　　亨（旧姓関）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白根澤俊夫
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
宮城県名取市飯野坂４丁目３番10―102号
ひまわりコーポ
債務者　斎藤真由美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
仙台市泉区黒松３丁目12番８号　ダイアパレスＧＨ黒松４―103
債務者　鈴木　　昭
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉林千枝子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
仙台市泉区黒松３丁目12番８号　ダイアパレスＧＨ黒松４―103
債務者　鈴木登志子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉林千枝子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
宮城県石巻市広渕字新田71番地、前住所宮城県桃生郡河南町広渕字新田71番地
債務者　増子　長一
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目20番７号
債務者　有薗　律子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
福島県いわき市植田町本町３丁目９番地の５
八代コーポ１－Ｂ
債務者　深見真由美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　折原　俊克
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３６号
奈良市あやめ池北３丁目10番７―604号
債務者　水野谷貴嗣
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮尾　耕二
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
奈良県吉野郡大淀町大字北野124番地の６
債務者　稲谷　洋美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　敏博
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町4351番地１
債務者　追立　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本木　順也
4　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２号
千葉県南房総市和田町松田873番地７
債務者　小原　三郎
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第６３号
千葉県南房総市和田町松田873番地７
債務者　小原まり子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３８号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字若宮33番地１
ヘルメス若宮208号
債務者　岸田　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　大介
4　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７号
佐賀県唐津市魚屋町2012番地１
債務者　岩本まゆみ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲津　高大
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部